

平成 22 年 11 月 4 日

各課等の長

伊佐市長 隈元 新

平成 23 年度の「市政運営の基本的な考え方」について（通知）

平成 23 年度の各課等の業務を組み立てるにあたり、「施策立案」「予算編成」及び「業務実施」の際に、特に留意すべき事項を以下のとおり示します。

伊佐市総合振興計画は現在策定中であることから、総合振興計画調整委員会で決定された重点施策を中心に取組むべき方針等を提示します。各課等の長においては、全職員の共通認識として周知するとともに、施策の統括課長を中心に関係課協議を行い平成 23 年度の目標を定め、施策ごとの事業計画を策定してください。

また、財政シミュレーションでも将来的に財政状況は厳しい予測であるため、下記の方針にあっても、後年度負担も考慮し、所管予算内での事業選択を行ったうえでの要求をお願いします。

1 平成 23 年度の市政運営の視点

- ・ 本年度策定する伊佐市総合振興計画を h23 年度から h32 年度までの今後のまちづくりの指針とします。
- ・ 伊佐市総合振興計画（案）（現在策定中のため案とする）に定める
目標将来像(案)「大地の恵み を 人が奏でる だれやめの郷」の実現にむけて、
 - ①「市民だれもが活躍できる自治づくり」
 - ②「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」
 - ③「自然と調和した快適な生活空間づくり」
 - ④「ともに支えあう明るく元気な人づくり」
 - ⑤「地域と学び未来に生かす人づくり」

を政策(案)に掲げ、基本計画 28 施策(案)を展開します。(P5 体系図参照)

この施策(案)の課題を解決し目的を達成するために各事業を実施し、成果指標を用いることで達成度を測定していきます。

なお、28 施策(案)については、後期基本計画(h28 年度～32 年度)策定時に見直しを行います。

- ・ 特に目標将来像(案)の実現に向け、庁舎全組織において横断的に取組むべき最重要課題として全庁横断課題の設定を行い「安全安心・定住の推進」を当面の課題として位置づけました。その課題を解決するため基本計画 28 施策(案)の中から関連のある以下の 4 施策を重点施策として取り組み、積極的に推進します。
 - ①雇用対策の促進
 - ②市民協働の体制づくり
 - ③地域福祉の体制づくり
 - ④道路・公共交通体系の整備

2 平成 23 年度の重点的な取組方針

(1) 振興計画重点施策として

全庁横断課題解決のための 5 か年計画として実施します。5 年後を目標に目的達成のための段階的かつ計画的な取組をお願いします。

※全庁横断課題「安全安心・定住の推進」

現在、伊佐市に住んでいる人（市民）が安心・安全に住み続けることができる施策（重点施策）を実施し市民が幸せになる「(住み続ける) 定住」を実現するとともに、さらにステップアップし充実することにより、伊佐市にこれから住もうとする人(伊佐市出身者、団塊の世代等)のUターンや移住を促し、転入者の増につながる「(住みたい) 定住」を図る。

①雇用対策の促進

【全庁横断課題との関係性】

安心して暮らすためには、就業が確保され経済的に安定している必要があるが、就業したい市民の雇用が確保されていないため重点施策とした。雇用対策は、企業誘致に主眼を置くばかりではなく、地域内における業種転換や起業、異業種連携等により促進され、その取組は農業や商工業など地域産業の振興とも併せて相乗効果を及ぼすものと思われる。さらに、雇用が確保される環境が整うことで、若者などの就職のための市外転出が抑制され、定住化が進むものと考えられ、伊佐の特徴を生かした起業や異業種連携等による雇用の拡大は定住を進めるうえで市外住民に対しても伊佐のイメージアップにつながると思われる。

- ・ 所得落込み分野への支援策の実施
- ・ 企業誘致の促進(立地優遇制度の有効で実効性のある運用)
- ・ 規模拡大及び業種転換等を行う既存の企業等に対する効果的な支援
※建設業などに対する新規事業開発等を促す施策の展開
- ・ 起業の促進
- ・ 農業主体の産業構造の特徴を活かした食品加工関連企業の増加対策

施策「農林業の振興」「商工業の振興」「観光・交流の振興」「新たな体制づくりとブランド化の推進」との連携

- ・ 就労意欲のある市民への能力開発支援（資格取得等）

②市民協働の体制づくり

【全庁横断課題との関係性】

市民がお互いに協力して進める地域づくりや、市民や関係団体が参画し行政と協働して進めるまちづくりは、「安全・安心なまち」の形成にとって重要であることから重点施策とした。

また、「安全・安心なまち」の姿や市民協働による活力あるまちづくりの取組は、市民にとって「住み続けたいまち」につながり、加えて伊佐市出身者を含む市外住民にとっても「住みたいまち」につながると思われることから、定住対策に貢献するものとする。

- ・ 自治会の存続・維持対策、再編等の推進
- ・ 自治会未加入対策の検討
- ・ ボランティア団体、まちづくり団体と市のネットワークづくり
- ・ まちづくりに関する情報提供（市民の学習機会の充実）
- ・ 各分野における市民の社会参画の促進(特に女性)
- ・ 校区コミュニティ活動の促進(各課における分野別連携の推進)

③地域福祉の体制づくり

【全庁横断課題との関係性】

全ての市民が安全・安心に暮らすためには、身近な地域において市民が相互に支えあう体制が整っていることが必要であり、特に、高齢者や障がい者、子育て世帯については、地域と行政や医療・福祉関係機関が連携し支援する体制を構築する必要があり地域福祉活動が活発に行われることで、別途に位置づけている高齢者など要支援者に対する施策の成果が向上すると思われる。また、要支援者を含めた地域住民が相互に支えあう地域社会の形成は市民にとって「安全・安心で住み続けたいまち」となり、市外住民にとっても「住んでみたいまち」と思えるまちづくりに貢献するものとする。

- ・ 地域住民や関係団体等の自主的な取組への支援→施策「市民協働の体制づくり」との連携
- ・ 保健・医療・福祉サービスの連携・支援体制づくり（地域福祉計画の策定、社協との連携等）
→施策「子どもを産み育てやすい環境の充実」「高齢者の自立と生活支援」「障がい者の社会参画と自立の推進」との連携

④道路・公共交通体系の整備

【全庁横断課題との関係性】

今後もより一層高齢化率が高くなる状況の中で、市民が安全に日常生活を営む条件として、安全性の高い道路環境の確保は必須である。また、全ての市民が安心して生活するためには、自らの交通手段を持たない市民が買い物や通院など日常の行動を不便なく行えるよう望ましい公共交通体系を整備することが必要である。市民の市外への交通手段や市外からの来訪者の交通手段として隣接する市町との間でも確保される必要があり、利便性の高い交通体系を確保することは、「暮らしやすい→住み続けたい」や「伊佐市に訪れる機会がある＝住みたいまちである」と思う機会がある」につながり、定住化へも貢献するものとする。

- ・ 安全性の高い道路環境の確保
（安全性に考慮した計画的な道路や安全施設の整備、橋梁の長寿命化など）
- ・ 交通弱者に対する新たな交通体系の検討

- ・ 市外との交通アクセスの検討

(2) 共通課題として

分野を越えた共通の課題として取り組む必要があります。

①中・長期的経営視点での計画的な運営

- ・ 中・長期的な課題の解決への着手（公共施設の更新・統廃合、耐震化など）
- ・ 地域経済対策としての公共事業の実施（工法や発注方法など）
- ・ 各課横断的な課題解決のための効率的・効果的な事業実施・見直し
- ・ 公共施設の多面的・複合的な有効活用
- ・ 新規事業導入に係る事前評価のシステムの定着化（導入判断の仕組み運用改定含む）
- ・ 集中改革プランの実施（施策評価、事務事業の評価・見直し、組織体制の見直し等）

②国や県等の変化に対する積極的な情報収集と迅速な対応

- ・ 国県の既存事業の見直しや制度改正等への適切な対処
- ・ 政府発表の「新成長戦略」ステップ2、3への迅速な対応（環境、健康、雇用、地域活性化など）
- ・ 県地域振興局との連携体制の強化（情報収集）

3 予算編成の基本的な考え方

予算編成における政策的判断は、現在策定中の「伊佐市総合振興計画」及び「市長マニフェスト」を柱とします。特に全庁横断課題の上記に掲げる重点施策を重視して進めます。また、全体としては財政シミュレーションで示す枠組みを基本としますが、国の動向に留意しながら流動性を持った予算編成を行います。

普通建設事業では、原則的に実施計画に掲げる事業を対象としますが、歳入確保について社会情勢や国の動向等の不安定要素が大きいため、調整を行う場合があるものとします。

なお、新規事業については、企画調整課及び財政課への事前協議を必ず行うものとし、特に予算要求前に国県等への申請手続きを要する事業は、申請前の事前協議とします。

4 その他

- ・ 新規事業シートの提出については、予算査定前に検討を要することから 11月18日(木) を締切りとします。また、11月22日、24日 にヒアリングを行います。日程は締切り後、連絡します。
- ・ 新市まちづくり計画による予算区分「大項目」（≒振興計画の施策）について、どの項目が振興計画の施策に該当するかを示します。（ライブラリ 30：財政関連 20：予算編成方針）

【参考】調整委員会 22.10.4～5 決定事項

○全庁横断課題：安全安心・定住の推進

(対象)

- ・伊佐市民
- ・伊佐出身者（50～69歳の壮年層、就職する若い世代）
- ・田舎暮らしを希望している方（主に団塊世代）

(意図)

①住み続けることができる

（働くことができる、やりたい仕事に就ける、就学することができる、買い物や通院等日常生活ができる、遊ぶ場がある、社会基盤が更新される）

②Uターンする、伊佐に移住する

○ 重点施策

- ①雇用対策の促進 ②市民協働の体制づくり
- ③地域福祉の体制づくり ④道路・公共交通体系の整備

伊佐市総合振興計画体系

